令和7年度 認知症介護実践研修(実践者研修)開催要項

1 趣旨

介護保険施設・事業所等に勤務する介護職員に対し高齢者介護実務者に対し、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状 (BPSD) を予防できるよう 認知症介護の理念、知識・技術を修得するとともに、 地域の認知症ケアの質向上に関与することができるようになることをねらいとする。なお、本研修は、「山口県認知症介護実践研修実施機関指定要綱」に基づき、山口県知事の指定を受け実施します。

2 実施主体

一般社団法人 山口県宅老所・グループホーム協会

3 受講対象者

- (1) 県内の介護保険施設・事業所に勤務する介護職員等
- (2) 認知症介護基礎研修を修了した者、あるいはそれと同等以上の能力を有するもの
- (3) 身体介護の基本的な知識及び技術を修得しており、実務経験が2年程度の者
- (4) 本研修の日程(5日間の講義・演習、インターバル期間、4週間の自施設(職場)実習、 自施設実習中間報告、実習報告)の全ての受講が可能な者
- ※ 地域密着型サービス事業所のうち、次の4つ(認知症対応型共同生活介護、認知症対応型 通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)に該当する事業所に おいて、管理者・計画作成担当者に就任予定の者は、市町村長の推薦書が必要とする。
- ※ 開設予定の事業所は、開設が具体的になっている所に限る。
- ※ 研修の受講申込等に当たり、別紙「指定地域密着型サービス事業所の指定に係る研修受講 義務付けについて」を参考とする。

4 受講定員

定員80名

5 受講料

一般 3万8千円 · 本会正会員 3万3千円

※ 受講料納入方法については別途受講決定者にお知らせします。

6 日程、会場

講義・演習 【前期研修】

令和8年1月7日(水)、8日(木)、9日(金)(3日間)

【インターバル期間】

令和8年1月10日(土)から令和8年1月25日(日)

【後期研修】

令和8年1月26日(月)、27日(火)(2日間)

自施設実習 令和8年1月28日(水)~ 令和8年2月24日(火) (4週間)

- (2) 研修会場(講義・演習、中間報告、実習報告会) 山口市秋穂二島1062 山口県セミナーパーク内 一般研修室 他
- (3) 自施設実習 受講者所属事業所(施設)

7 使用テキスト

「認知症介護実践研修テキスト 実践者編」

編 集:認知症介護実践研修テキスト編集委員会

編 集 協 力:一般社団法人 全国認知症介護指導者ネットワーク

発 行 者: 荘村明彦

発 行 所:中央法規出版株式会社

※ 研修では上記テキストを使用しますので必ず持参してください。

※ 研修会場での書籍の販売は致しませんのであらかじめご用意ください。

※ ワールドプランニング社から発行されている「認知症介護実践研修テキストシリーズ」は 旧カリキュラムまでの対応となっておりますので使用ができませんのでご注意ください。

8 申込方法等

(1) 申込方法及び申込期間

ア 次の①又は②該当する方

- ① 指定地域密着型サービス事業所のうち、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所 介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護に所属している職員
- ② 上記事業所に所属の職員以外で、開設予定等により上記事業所の管理者又は 計画作成 担当者への具体的な就任予定がある方

所管する市町(指定地域密着型サービス事業所指定担当課)に必要に応じてお問い合わせの 上、各施設・事業所の長より、市町担当課を通して申込んでください。

(申込書類は市町の担当課へ送付してください。なお、受講が義務付けられている方は、市町の推薦書が必要となります。)

[受講申込期間] 令和7年10月17日(金) ~ 11月28日(金)必着

- ※ 各市町担当課に申込書類を提出してください。
- ※ 各市町担当の方は令和7年12月5日(金)必着で当協会へ郵送されますようお願いします。
 - イ 上記ア①②に該当しない、介護職員等の場合

各施設・事業所の長を通して、直接、山口県宅老所・グループホーム協会事務局あてに期間 内に郵送で申込んでください。

[受講申込期間] 令和7年10月17日(金) ~ 11月28日(金)必着

[受講申込書類送付先]

〒745-0006 山口県周南市花畠町3-17

一般社団法人 山口県宅老所・グループホーム協会「実践者研修」係

(2)申込書類等

ア 受講申込書について

上記「(1) 申込方法及び申込期間のア」に該当する場合

→ (別紙様式1)の受講申込書を使用してください。

上記「(1) 申込方法及び申込期間のイ」に該当する場合

- → (別紙様式 2) の受講申込書を使用してください。
- ※ 記入漏れや様式の間違いがないよう御留意ください。(コピー使用可)
- イ 返信用封筒【角2封筒(※A4の用紙がそのまま入る封筒サイズ)】

封筒に送付先(所属事業所)住所・所属長氏名を記入し、 140円切手を貼付の上、 受講申込者1人に1枚同封してください。

9 受講決定

- ・定員を超える申し込みがあった場合は、選考基準に基づき決定をさせて頂きます。
- ・受講者の決定にはしばらく時間を要します。12月15日までに受講可否の問い合わせを 頂いた場合はお答えしかねますのでご了承ください。
- ・受講の可否については、返信用封筒により郵送でお知らせします。
- ・万一、研修開講日の1週間前になっても記載の住所に届かない場合は、必ず御連絡ください。 (受講可、受講否いずれの場合もお知らせします。)
- ・受講決定後のキャンセルがないように、『開催要項』『日程表』等十分確認した上で申込んでく ださい。他の受講希望者が受けられなくなる場合があります。
- ・受講決定後の受講者の変更は、いかなる理由でも対応できません。
- ・受講料の振込み後、研修の初日以降にキャンセルされた場合は、受講料の返金はいたしかねます。研修の開始前のキャンセルであれば、振込手数料を差引いて払戻しします。

10 修了証書

本研修の全課程を修了した方には、山口県宅老所・グループホーム協会会長名による修了証書を 交付し、県長寿社会課が保管する修了者名簿に登載します。

修了証書の再発行はできませんのであらかじめ御了承ください。

[注意事項] 次の場合修了証を交付できないことがあります。

- ○受講申込書の記載内容に重大な虚偽があった場合
- ○開催要項、研修中に配布された書類の記載内容に違反した場合
- ○遅刻、早退、欠席、離席等により、全課程を修了できない場合、修了証書は交付できません。
- 受講態度が悪い場合等も修了証書の交付ができない場合がありますので御留意ください。
- 災害等やむを得ない状況が生じた場合、研修日程を変更する場合があります。
- 修了の認定については、必要に応じて県長寿社会課・所管市町担当課等と情報交換・協議し 決定する場合があります。

11 研修期間中の食事及び宿泊について

- (1)昼食は、各自で準備するか併設の食堂を利用してください。
- (2)山口県セミナーパーク併設の宿泊室を利用することができます。宿泊を希望される方は、「受講申込書」の該当欄に記入してください。
- ※1 原則1室2人 宿泊料1,520円
- ※2 バス、トイレ、テレビは各宿泊室にはありません。また、洗面用具、寝巻き等は各自で用意しteください。

- (3) 宿泊をキャンセルする場合は、12月25日(木)の午後5時までにお願いします。 それ以降のキャンセルは、宿泊料を請求します。
- (4) 宿泊時の夕食・朝食を利用する場合は、3日前までに予約をする必要がありますので、宿泊者が直接セミナーパーク食堂(083-987-3310)に電話してください。キャンセルの場合も同様です。

12 個人情報の取扱いについて

本研修の申込者に係る個人情報は、本会「個人情報保護に関する取り扱いについて」に基づき、下記により適切に取り扱うこととし、他の目的で使用することはありません。

- (1)受講申込書に記載された個人情報は、本研修に係る企画、受講者名簿の作成・管理等本研修に 関することのみの目的で使用します。
- (2) 受講者相互の交流、情報交換を円滑に行うことを目的として、受講者名簿を作成し、受講者に 配布します。

13 その他

- (1)認知症の御本人やその家族の生活の質の向上を図るための対応や技術を習得するという本研修 の趣旨を御理解の上、認知症高齢者への介護サービスの質の向上に意欲を持つ者を推薦してく ださい。
- (2) 講義・演習の5日目までを受講後、自施設(職場)にて、認知症と診断されている利用者を選定し、施設・事業所長や職場関係者の協力のもと、通常業務と並行して、4週間の実習に取り組みます。自施設(職場)実習は、自己の設定した課題に基づき、実践者としての役割の理解を深め、その技能を磨くことが主な目的です。実習後は、振返りと考察を行った上で、実践報告書(レポート)を作成します。なお、申込者である所属長は、職場へのご配慮と課題の実行等、御協力をお願いします。
- (2) 全日程を修了された者には「山口県認知症介護実践研修実施機関指定要綱」に定める 修了証書を本会で交付します。 遅刻、早退、欠席等により、全日程を修了できない場合は、修了証書は交付できません。 また、実習が確実に履行されていないと判明した、学習意欲に著しく欠け、研修態度が他の 受講者の迷惑になると事務局が判断した場合も、修了証書の交付ができない場合がありますの で、注意してください。
- (3) 研修の円滑な実施のため、受講申込書に基づいて、事業所・氏名等を記載した受講者名簿を作成しますので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 本研修に関するお問い合せ先

〒745-0006 山口県周南市花畠町3-17

(社) 山口県宅老所・グループホーム協会 事務局 (担当:安達)

TEL 090-8998-8977 FAX 0834-51-7730

※研修申込期間及び研修開始前は問い合わせが混み合いますので、極力メールでの問い合わせにご協力をお願いします。 メールアドレス: info@yamaguchi-ghr.com

受講要件等及び研修事業全般に関すること

山口県健康福祉部 長寿社会課 地域包括ケア推進班(担当:田中)

TEL 083 - 933 - 2788